

会計年度任用職員に対する懲戒処分について

令和8年6月25日

本町、教育委員会の会計年度任用職員が道路交通法違反（酒気帯び運転）により検挙されたことについて、徳之島町職員の懲戒処分に関する規定に基づき、令和8年6月23日開催の徳之島町職員の懲戒処分審査委員会の審査の結果を踏まえて、次のとおり懲戒処分を行いましたので公表します。

- 1 被処分者 : 教育委員会所属 会計年度任用職員 50代 男性
- 2 処分内容 : 停職6ヶ月
- 3 処分年月日 : 令和8年6月23日
- 4 事案の概要 : 被処分者は、令和8年4月、町内において酒気を帯びた状態で自動車を運転し、道路交通法違反（酒気帯び運転）により検挙されたものである。